

**第76回新居浜市都市計画審議会  
議案書**

令和7年1月20日(月)

新居浜市建設部都市計画課

# 目 次

## 1 議案

議案第151号 新居浜都市計画道路 8・7・1 中央環状線の変更案について  
(新居浜市決定)  
(議案第 151 号-1~3)

議案第152号 新居浜都市計画道路 3・6・22 西原松神子線の変更案について  
(愛媛県決定)  
(議案第 152 号-1~3)

## 2 意見照会

新居浜市立地適正化計画「防災指針」(案)について

**議案第 151 号**

**新居浜都市計画道路 8・7・1 中央環状線の変更案について**

**(新居浜市決定)**

新居浜都市計画道路の変更（新居浜市町決定）

都市計画道路中8・7・1中央環状線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
特殊街路	8・7・1	中央環状線	新居浜市 東雲町一丁目	新居浜市 一宮町二丁目	新居浜市 坂井町三丁目	約5,910m	地表式	—	2.0m	幹線街路磯浦阿島線、駅前郷線、高木中筋線、西町中村線と立体交差 特殊街路新須賀山根線と立体交差 幹線街路と平面交差4箇所 JR予讃線と平面交差1箇所 立体交差1箇所	歩行者専用道路 ・ 自転車歩行者専用道路

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

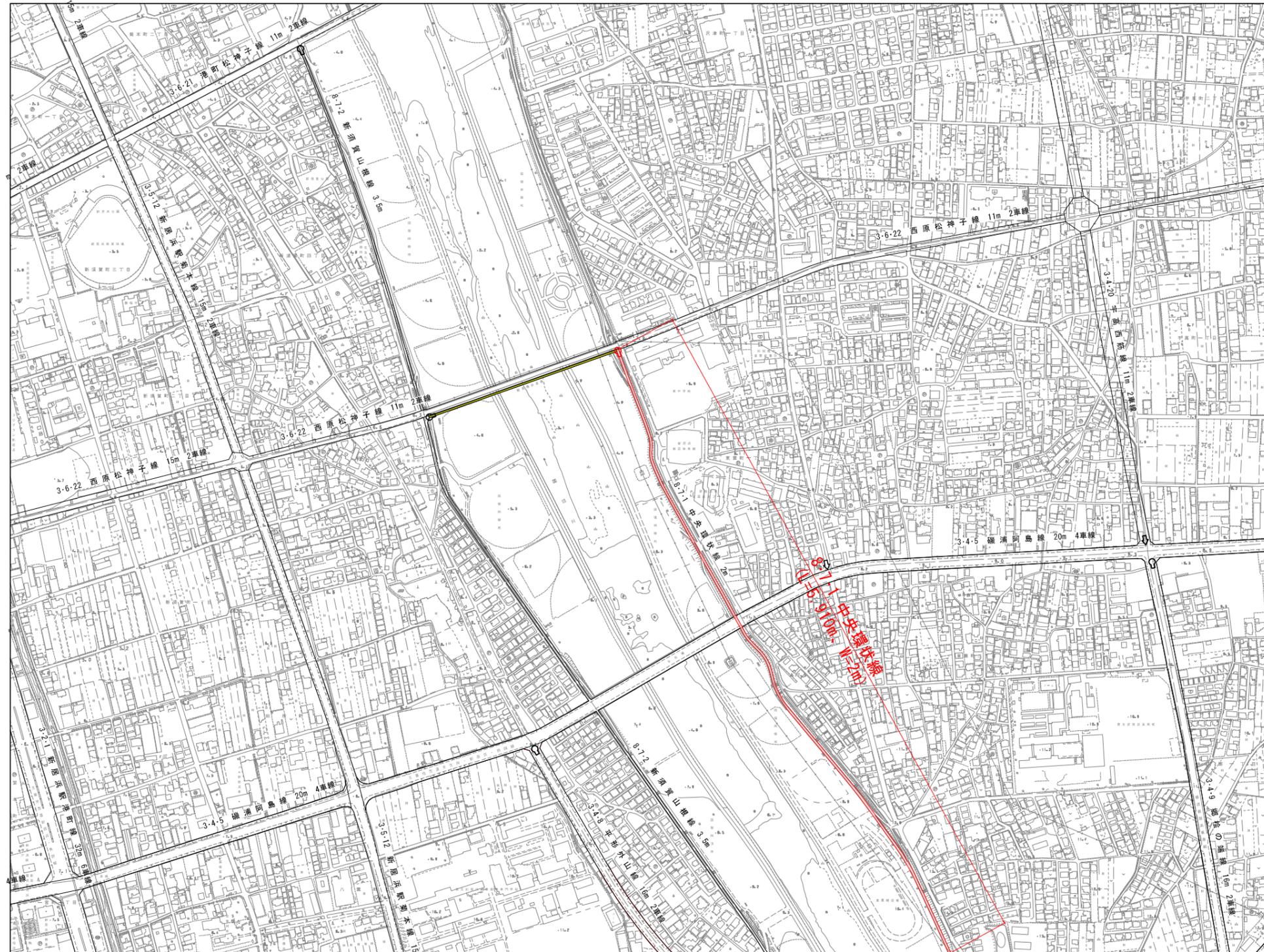
理由

8・7・1中央環状線は、新居浜市の交通体系の一環として中心市街地内の商店街、官公庁施設、駅前地区、国領川緑地等を環状に結ぶ路線である。

このうち、敷島橋歩道橋部について、3・6・22西原松神子線の敷島橋に歩道が設置され、歩道の代替機能が確保されるため、当該路線の起点の位置を変更するものである。



# 新居浜市都市計画図 14 (S=1/2, 500)



区画割図		
13	14	15
21	22	23

凡 例	
	既 決 定
	決 定 (変 更) 分
	廃 止 分
	都市計画道路
	路線起点
	路線終点

**議案第 152 号**

**新居浜都市計画道路 3・6・22 西原松神子線の変更案について**

**(愛媛県決定)**

新居浜都市計画道路の変更（愛媛県決定）

都市計画道路中、3・6・22西原松神子線を3・5・22西原松神子線に名称を改め、次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考	
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造		
幹線街路	3・5・22	西原松神子線	新居浜市 西原町 三丁目	新居浜市 松神子 一丁目	新居浜市 中須賀一丁目 若水町一丁目 宇高町二丁目 宇高町五丁目	約5,300m	地表式	2車線	15m	地表式の区間における 鉄道等との交差の構造		
						構造形式の内訳		約320m	橋梁		2車線	14m
						約4,980m	地表式	2車線	11～15m			

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理 由

本路線は、一般県道新居浜駅東港線の一部及び市道新居浜港田の上線で、新居浜市西原町三丁目を中心とし、新居浜市松神子一丁目（3・6・21港町松神子線との交差点）を終点とする延長約5,300mの幹線街路である。

今回変更する区間は、3・5・12新居浜駅菊本線との交差点から県道新居浜東港線との交差点までの区間であり、道路構造令（令和2年4月改訂）に基づき横断構成（植樹帯、停車帯の追加）を見直し、本書のとおり変更を行うものである。



新居浜市都市計画図 14 (S=1/2, 500)



区画割図		
13	14	15
21	22	23

凡 例	
	既 決 定
	決定(変更)分
	廃 止 分
	都市計画道路
○	路線起点
◁	路線終点

